

議案第24号

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡市大字上長尾財産区が所有する土地の明渡し等を求めるため訴えを提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

訴えの提起について

次のように訴えを提起する。

1 訴えの相手方

福岡市城南区樋井川五丁目37番7号

株式会社 S・S・K

2 請求の要旨

- (1) 相手方は、福岡市大字上長尾財産区（以下「本財産区」という。）に対し、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を明け渡せ。
- (2) 相手方は、本財産区に対し、貸付料に係る遅延利息として金155,026円を支払え。
- (3) 相手方は、本財産区に対し、令和5年3月31日までの貸付料相当額及びこれに対する遅延利息として金3,267,282円並びにうち金1,405,487円に対する令和5年4月1日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員及びうち金1,481,232円に対する令和5年4月1日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払え。
- (4) 相手方は、本財産区に対し、令和5年4月1日から第1号の明渡し済みに至るまで貸付料相当額として1年当たり530,214円の割合による金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 平成28年3月31日、本財産区は、相手方との間で、本件土地について、次の内容を含む土地賃貸借契約を締結した。
- ア 貸付期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- イ 貸付料は464,989円とし、納付期限は平成28年5月16日までとする。
- ウ 相手方は、納付期限までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納付の日まで年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。
- エ 契約保証金は、116,247円とする。
- オ 本財産区は、相手方が貸付料その他の支払いを怠ったときは、契約保証金をもってその弁済に充当することができる。
- (2) 相手方は、貸付料を滞納し、本財産区の再三にわたる催告にもかかわらず貸付料を納付しなかったため、平成29年3月31日、本財産区は、契約保証金を貸付料に充当した。
- (3) 平成31年2月15日、相手方は、貸付料の残金を納付したが、その後も貸付料に係る遅延利息を支払わなかった。
- (4) また、相手方は、貸付期間満了後も本件土地を占有し続けており、本財産区の再三にわたる請求にもかかわらず、本件土地を明け渡さない。
- (5) よって、本財産区は、相手方に対し、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。

別紙

物件目録

土地

福岡市城南区樋井川四丁目2008番4

ため池 350.67平方メートル